

告 示

埼玉県告示第四百五十三号

令和二年埼玉県告示第千四百二号で公示した公共測量は、令和三年三月十九日終了した旨測量計画機関である幸手市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野元裕